

社外取締役の独立性基準

当社における社外取締役が独立性を有すると認定するために、以下の独立性要件を設定する。

1. 現在、当社および当社の連結子会社（以下総称して「当社グループ」という）の取締役^(※)、監査役^(※)、執行役、執行役員、または使用人でないこと。また過去においても当社および当社の連結子会社の取締役^(※)、監査役^(※)、執行役、執行役員、または使用人でなかったこと
(注) 社外取締役または社外監査役を除く ※
2. 過去5年間において、当社の株式を自己または他人の名義により議決権ベースで5%以上を保有する大株主の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でなかったこと
3. 現在または過去3年間において、当社グループが議決権ベースで5%以上を保有する大株主の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人でないこと
4. 現在または過去3年間において、当社グループの主要な取引先の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人ではないこと。なお、主要な取引先とは、直近3事業年度の年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の2%以上を占める企業をいう。
5. 現在または過去3年間において、当社グループの主要な借入先の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人ではないこと。なお、主要な借入先とは、直近3事業年度における年度末の借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の2%以上を占める企業をいう。
6. 現在または過去3年間において、当社の主幹事証券の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと
7. 現在または過去3年間において、当社グループの会計監査人である監査法人に属する者でないこと
8. 現在または過去3年間において、当社グループからの役員報酬以外に、多額の金銭その他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等でないこと。なお、多額の金銭とは、直近3事業年度の平均で年間1千万円を超えることをいう。
9. 現在または過去3年間において、当社グループから多額の金銭その他財産上の利益を得

ている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者でないこと。なお、多額の金銭とは、直近3事業年度の年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の2%以上であることをいう。

10. 上記1から9で就任を制限している対象者の配偶者または2親等以内の親族ではないこと

11. その他、社外取締役として職務を遂行する上で独立性に疑いのないこと

なお、上記2から10までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を満たしており、かつ当社が社外取締役として相応しいと判断する場合は、判断理由を明示した上で、例外的に社外取締役候補者とする場合がある。